

墨田区の『区民交通傷害保険』

へのご加入をおすすめします。

お申込期間：令和3年2月1日から3月31日まで
(金融機関でのお申込みは3月24日まで)

※上記以降は加入できませんので、ご注意ください。

ご加入対象者は、令和3年4月1日時点で墨田区に住民登録のある方および在勤者です。

重要なお知らせ

「東京都自転車条例※」が改正され、
令和2年4月より自転車利用者は、
自転車事故に備えた保険への加入が
義務化されました。

自転車を利用する場合は「区民交通傷害保険」に
「自転車賠償責任プラン」がセットされた
コースへのご加入をおすすめします。

※正式名称「東京都自転車の安全で適正な
利用の促進に関する条例」



令和3年度より、●保険料が改定されます。これに伴い、「XJコース」が新設されます。
●全コースに被害事故補償プランを自動セットします。

墨田区内では、平成31年・令和元年
1年間に488名の方が交通事故に
よっておケガをされています。

(出典：警視庁の交通統計)

区民交通傷害保険は、車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

被害事故補償は、犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険金額を限度に補償する制度です。
自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

※詳しい内容は、区内金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局窓口にあるリーフレットをご覧ください。

●7つのコースからお選びください。(保険期間1年間)

コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
A	区民交通傷害Aコース +被害事故補償	900円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
B	区民交通傷害Bコース +被害事故補償	1,500円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
C	区民交通傷害Cコース +被害事故補償	2,500円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
XJ	区民交通傷害Xコース+被害事故補償 +自転車賠償責任プラン	1,400円	35万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償) +1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース+被害事故補償 +自転車賠償責任プラン	1,900円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償) +1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース+被害事故補償 +自転車賠償責任プラン	2,500円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償) +1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース+被害事故補償 +自転車賠償責任プラン	3,500円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償) +1億円(自転車賠償)

このご案内は概要です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先 **墨田区 地域活動推進課(区役所14階)**
〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

TEL **03-5608-6196**

平日 午前8時30分から午後5時まで

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 東京公務開発部営業開発課
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

TEL **03-3349-9666**

平日 午前9時から午後5時まで

※著しく保険金請求の頻度が高いなど、公平性を逸脱する極端な保険金請求があった場合には、次年度以降の加入をお断りしたり、加入タイプを制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。